

公共的な取組費用に充当する広告物掲出審査会設置要綱

(目的)

第1条 大阪市屋外広告物条例（以下「条例」という）第7条の3の規定により、条例第4条（禁止）の適用を受けない広告物等（以下「当該広告物」という）の掲出に当たって必要となる大阪市屋外広告物条例施行規則第3条の3で規定する関係行政機関の意見聴取、その他条例第2条に基づく許可に当たって必要な審査を行なうため、「公共的な取組費用に充当する広告物掲出審査会」（以下「審査会」という）を設置する。

(構成)

第2条 審査会は外部有識者及び当該広告物の掲出に当たって許認可等の規制業務を所管する関係行政機関をもって構成するものとする。ただし、その他当該広告物の掲出にあたって関連する部局の出席を求めるものとする。

（構成等 別表のとおり）

(所掌)

第3条 審査会は当該広告物の取扱方針の策定、個々の広告物の掲出に当たっての審査、その他当該広告物の掲出に当たって必要な協議を行なう。
2 審査会は、条例第7条の3の規定により掲出する広告物以外の広告物で、掲出に当たって関係行政機関の協議が必要なものについてもその取扱等について協議を行なうことができる。

(事務局)

第4条 審査会の事務局は大阪市建設局総務部管理課において行なう。

(会議)

第5条 審査会は必要に応じて適宜開催するものとし、その都度事務局が召集する。

(細目)

第6条 審査会の運営に際して必要な事項は大阪市建設局長が定める。

(施行期日)

この要綱は平成25年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

所 属	氏名（職 名）	
外部有識者	井上 容子 (大阪市屋外広告物審議会会長)	奈良女子大学名誉教授

(関係行政機関)

所 属	氏名（職 名）	
関係行政機関	近畿地方整備局大阪国道事務所 管理第一課長	道路管理者
関係行政機関	大阪府警本部交通部交通規制課長	交通管理者
関係行政機関	大阪府警生活安全部保安課長	屋外広告物取締担当
関係行政機関	大阪市都市計画局計画部 都市景観担当課長	景観行政担当
関係行政機関	大阪市建設局総務部管理課長	道路管理者、屋外広告物規制担当 (事務局)

(広告物の掲出内容により、上記以外の関係行政機関等の出席を求めることができる)